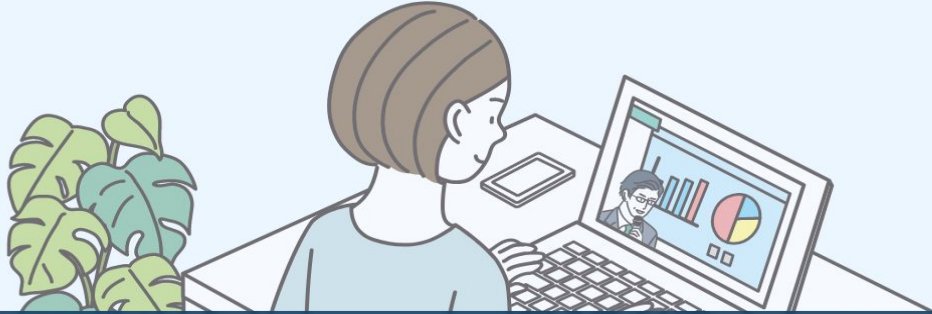




【 自然災害発生時におけるBCP 】

（Ⅳ章 自然災害BCPの作成：④他施設・地域との連携編）



株式会社ケアモンスター

代表取締役 田中 大悟

社会福祉士・介護支援専門員



PROFILE

職歴

1998年 医療法人 整形外科病院 MSW (名古屋市)
(22-28歳) 老人保健施設 支援相談員 (老健施設:2施設の開設に関わる)
(28-30歳) 居宅介護支援事業所 管理者 兼 介護支援専門員

2006年 社会福祉法人 特別養護老人ホーム (石川県小松市)
(30-31歳) 経営企画室:生活相談員 兼 介護支援専門員

2007年 医療法人 脳神経外科病院 (石川県金沢市)
(31-35歳) 地域連携室 主任 MSW / 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 兼務
地域連携室の立上 / 退院支援・退院調整 / 病診連・病病連窓口(紹介状管理・データ化)
回復期病棟立上げ / 病院機能評価対応 /
ベッドコントロール(医師の入退院の予定と実績のデータ化)/医療経営を学ぶ

2011年 医療法人 小規模診療所 理事 / MS法人 取締役(石川県小松市)
(35-38歳)
小規模診療所を中心とした地域包括ケアシステムの構築をテーマに下記介護事業の開設・運営を行う
住宅型有料老人ホーム:3事業 / 訪問介護:1事業 / 居宅介護支援事業:1事業
通所リハビリ:1事業 / 訪問看護:1事業 / 訪問リハビリ:1事業 / 通所介護:7事業
認知症共同生活介護: 1事業

2014年 合同会社JAPAN UNITED HOME CARE 設立
(38歳~) たなかだいご介護・福祉相談室 開設 (独立型社会福祉士事務所)
居宅介護支援事業所の運営・コンサル事業・セミナー事業

2018年11月 株式会社ケアモンスター 代表取締役 (社名変更)
今の福祉事業の概念を壊しながら、「新しい価値」と「新しい仕組み」を創造する！！

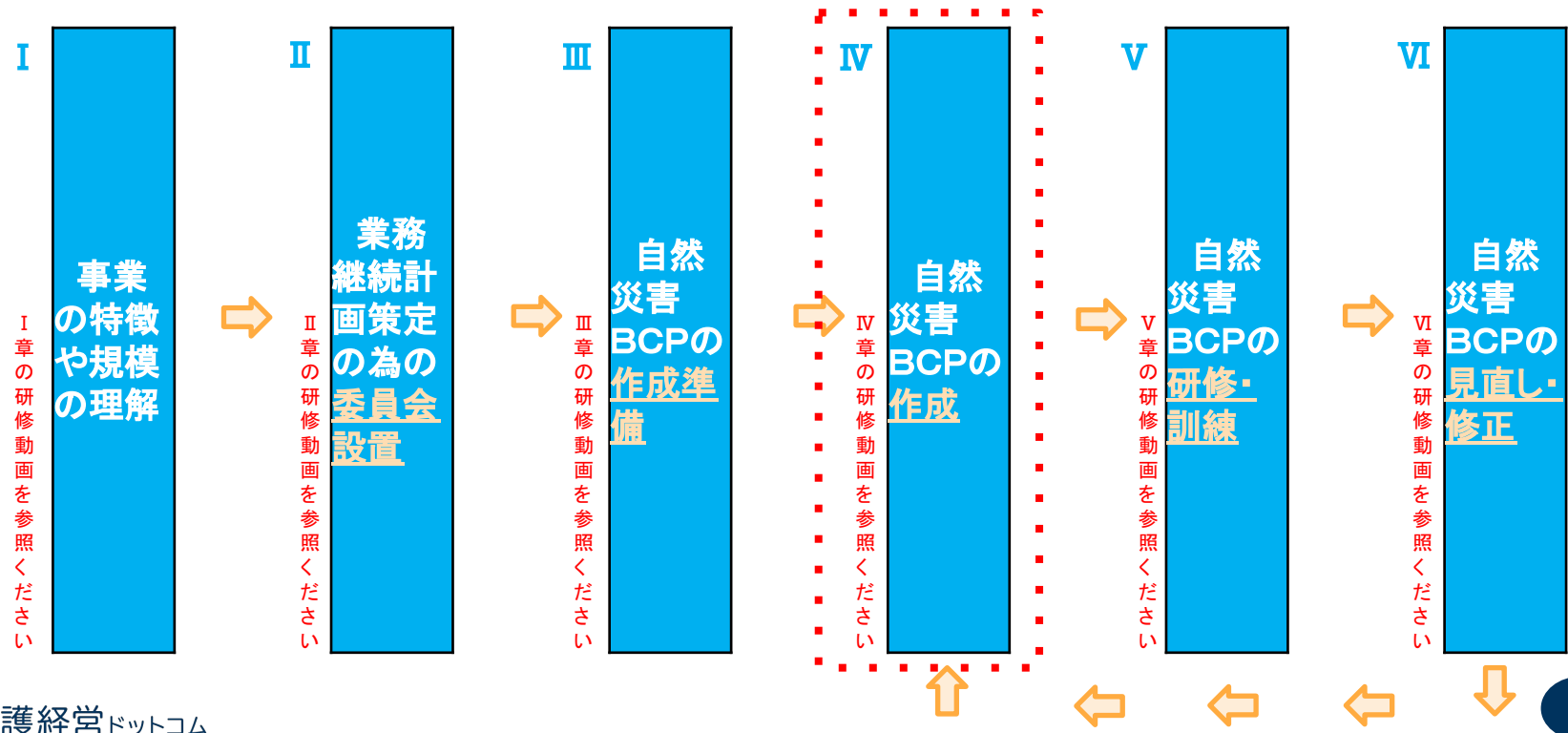
2012年09月 (石川県)加賀脳卒中地域連携協議会 理事

2013年12月 日本介護福祉経営人材教育協会 北信越支部 理事

2017年03月 日本デイサービス協会 監事

著書**2017年1月** 介護施設での生活相談員の仕事 (ナツメ社)

事業継続マネジメントにおけるPDCAサイクルのイメージ



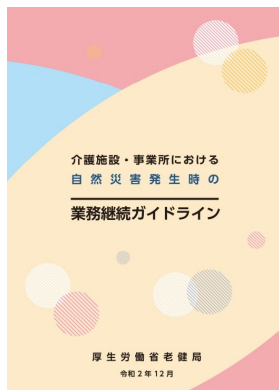
はじめに

自然災害BCPの作成に関する全体像

0. 表紙(事業所の前提理解)

1. 総論

- (1)基本方針
- (2)推進体制
- (3)リスクの把握
- (4)優先業務の選定
- (5)研修・訓練の企画



2-Ⅰ. 平常時の対応

- (1)建物・設備の安全対策
- (2)電気が止まった場合の対策
- (3)ガスが止まった場合の対策
- (4)水道が止まった場合の対策
- (5)通信が麻痺した場合の対策
- (6)システムが停止した場合の対策
- (7)衛生面(トイレ等)の対策
- (8)必要品の備蓄
- (9)資金手当て

2-Ⅱ. 平常時の対応【訪問・通所サービス固有事項】

- (1)【訪問・通所】緊急連絡先の把握
- (2)【訪問・通所】居宅介護支援事業所と連携
- (3)【訪問】利用者宅を訪問中の発災への備え
- (4)【訪問】移動中の発災への備え
- (5)【訪問・通所】避難方法や避難所に関する情報把握

2-Ⅲ. 災害が予想される場合の対応

【訪問・通所サービス固有事項】

- (1)台風などで甚大な被害が予想される場合
 - ①サービスの休止・縮小・前倒し等の基準
 - ②居宅介護支援事業所への情報共有

3-Ⅰ. 緊急時の対応

- (1)BCP 発動基準
- (2)行動基準
- (3)対応体制
- (4)対応拠点
- (5)安否確認
- (6)職員の参集基準
- (7)施設内外での避難場所・避難方法
- (8)重要業務の継続
- (9)職員の管理
- (10)復旧対応

3-Ⅱ. 緊急時の対応【訪問・通所サービス固有事項】

- (1)【訪問・通所】サービス提供を長期間休止する場合
- (2)【訪問】あらかじめ検討した対応方法に基づく対応
- (3)【通所】利用中に被災した場合

4. 他施設との連携

- (1)連携体制の構築
- (2)連携対応

5. 地域との連携

- (1)被災時の職員の派遣
- (2)福祉避難所の運営

目次構成

はじめに.....03

目次構成.....05

4: 他施設との連携06

 (1)連携体制の構築

 (2)連携対応

5: 地域との連携13

 (1)被災時の職員の派遣

 (2)福祉避難所の運営

おわりに.....17

4：他施設との連携

4：他施設との連携

(1)連携体制の構築

【連携体制の構築のポイント】

- ①連携先との協議
- ②連携協定書の締結
- ③地域のネットワーク等の構築・参画

①連携先との協議

例1：近隣の他の法人と協力関係を構築する

例2：所属している団体を通じて協力関係を整備する

例3：自治体を通じて地域での協力体制を構築する等

平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切です。
また、単に協定書を結ぶだけではなく、
普段から良好な関係を作るよう工夫することも大切です。

【記載例】

①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

<主な項目>

- ・先方施設・事業所名、種別、所在地など
- ・これまでの協議の経緯
- ・決定している事項
- ・今後検討すべき事項
- ・今後のスケジュール など

4：他施設との連携

(1)連携体制の構築

【連携体制の構築のポイント】

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

②連携協定書の締結

<主な項目>

・連携の目的

・入所者・利用者の相互受入要領

・人的支援（職員の施設間派遣など）

・物的支援（不足物資の援助・搬送など）

・費用負担 など

【記載例】

4：他施設との連携

(1)連携体制の構築

【連携体制の構築のポイント】

③地域のネットワーク等の構築・参画

事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

【ネットワークの例】

- 例1：連携関係のある施設・法人
- 例2：連携関係のある医療機関（協力医療機関等）
- 例3：連携関係のある社協・行政・自治会等

地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合は、それらに加入することを検討する。

③地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

【記載例】

法人名	施設・事業者名	担当	連絡先	連携内容
社会福祉法人〇〇会	特別養護老人ホーム●●園	●●さん	0000-0000-0000	人的支援:職員の施設間派遣
社会福祉法人〇〇会	有料老人ホーム	●●さん	0000-0000-0001	入所者・利用者の相互受入
株式会社〇〇	通所介護	●●さん	0000-0000-0002	避難場所としての相互受入

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

法人名	医療機関名	担当	連絡先	連携内容
医療法人〇〇会	●●病院	●●さん	0000-0000-0000	避難場所としての相互受入
医療法人〇〇会	●●病院	●●さん	0000-0000-0001	避難場所としての相互受入

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

行政・自治会等	名称	担当	連絡先	連携内容
行政	市民課	●●さん	0000-0000-0000	物的支援
町内会	〇〇町内会 会長	●●さん	0000-0000-0001	人的支援

4：他施設との連携

(2)連携対応

【連携対応のポイント】

- ①事前準備
- ②入所者・利用者情報の整理
- ③共同訓練

①事前準備

- ・連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。
- ・相手を支援する観点だけではなく、支援を受ける立場となって、どうすれば円滑に相手から支援を受けられるのか、検討や準備を行うことも重要。

【記載例】

①事前準備

<主な項目>

- ・被災時の連絡先、連絡方法
- ・備蓄の拡充
- ・職員派遣の方法
- ・入所者・利用者受入方法、受入スペースの確保
- ・相互交流 など

4：他施設との連携

(2)連携対応

【連携対応のポイント】

②入所者・利用者情報の整理

・避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を[利用者カード](#)などに、あらかじめまとめておく。
(事故などのリスクを低減できる。)

【避難先の施設・事業所に入所者・利用者を預ける場合】

例：必ずしも担当の職員も同行できるとは限らないという一文を連携協定書などに入れておくことも有用です。

【記載例】

②入所者・利用者情報の整理

<利用者カードへの主な記載項目>

- ・氏名・年齢・介護度・住所・主な家族等の名前と連絡先
- ・健康状態：病名・既往症・内服薬や処置が必要な内容
- ・生活機能：心身機能・身体構造・ADL等の活動レベル・参加の状態(今までの生活環境や介護サービスの利用状況)など
- ・個人因子：趣味・思考・生活歴など
- ・環境因子：家族などの協力体制など

4：他施設との連携

(2)連携対応

【連携対応のポイント】

③共同訓練

- ・連携先と共同で行う訓練概要について記載する。
- ・地域の方と共同防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながるため、一過性で終わることなく継続的に取り組むことが望ましい。

【記載例】

③共同訓練

【津波で浸水することが想定される施設の場合の例】

- 1: 地域の方に津波避難所として、施設を開放することを町内会の防災班と連携協定書を取り交わし済み(○年○月○日)
- 2: 年に1回の町内会の方を交えた避難訓練を実施する。
(連携協定書で、町内会とは同意済み)
- 3: 津波などの浸水被害などが想定される場合は、積極的に町内会の防災班も施設の避難に協力する
(連携協定書で、町内会とは同意済み)

5：地域との連携

5：地域との連携

(1)被災時の職員の派遣

①災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録の検討

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」では、都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成することが求められており、それらが円滑に実施されるよう都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するよう示されています。

社会福祉施設等は災害派遣福祉チームにチーム員として職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時に災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。

(地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。)

【記載例】

①災害福祉支援ネットワークへの参画の検討

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

【地域の災害福祉支援ネットワークについての確認内容】

- ・
- ・

【災害派遣福祉チームへの職員登録の検討記録】

- ・
- ・

5：地域との連携

(2)福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

【福祉避難所の指定を受けた場合】

- ・自治体との協定書を添付しておく

【記載例】

①福祉避難所の指定

協定書作成への諸条件を整理しておく。

【条件の例】

- ・受入可能人数：
- ・受入場所：
- ・受入期間：
- ・受入条件：

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう、上記のとおり諸条件を整理しておくことが好ましい。

5：地域との連携

(2)福祉避難所の運営

②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

【受入にあたって】

支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるように、

➡社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておくことも重要です。

【記載例】

②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

<主な準備事項例>

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

おわりに

今回は、【自然災害BCPの作成：他施設・地域との連携編】として、

□：連携体制の構築

□：連携対応

□：被災時の職員の派遣

□：福祉避難所の運営

についてお話をさせていただきました。

また、自然災害BCPの作成については、他施設・地域との連携編のほかに、

□：総論編

□：平常時の対応編

□：緊急時の対応編

の研修動画もご用意しております。

ご視聴ありがとうございました